

(証券コード 3281)

2022年5月2日

投資主各位

東京都港区東新橋一丁目5番2号
汐留シティセンター

GLP投資法人

執行役員 三 浦 嘉 之

第9回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は本投資法人に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第9回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

投資主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本投資主総会につきましては、極力、書面により事前に議決権を行使いただき、ご自身の健康状態にかかわらず、本投資主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。書面により議決権を行使される場合には、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年5月18日（水曜日）午後6時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、現行規約第15条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。なお、本投資主総会に提出される議案はいずれも現行規約第15条第2項に定める議案に該当いたしません。従いまして、投資主様が当日本投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人現行規約抜粋）

（みなし賛成）

第15条

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのう

ちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。)について賛成するものとみなす。

2. 前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、投信法第104条第1項（役員及び会計監査人の解任）、第140条（規約の変更）（但し、みなし賛成に関連する規定の策定又は改廃に限る。）、第143条第3号（解散）、第205条第2項（資産の運用に係る委託契約の解約に対する同意）又は第206条第1項（資産の運用に係る委託契約の解約）に係る議案の決議には適用しない。
3. 第1項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時：2022年5月19日（木曜日）午後1時30分
（なお、受付開始時刻は、午後1時を予定しています。）
2. 場 所：東京都中央区日本橋兜町2番1号
東京証券取引所ビル 2階 東証ホール
（末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

- 第1号議案：規約一部変更の件
- 第2号議案：執行役員1名選任の件
- 第3号議案：補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案：監督役員3名選任の件
- 第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

以上

（お願い）

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況等を踏まえ、本投資主総会において、感染拡大防止に向けた対応を実施いたします。詳しくは、後記「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応について」をご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、今後の状況の変化によっては、本投資主総会の運営に変更が生じる可能性がございます。変更が生じた場合は、本投資法人のホームページ（<https://www.glpjreit.com/>）に掲載いたしますので、あわせてご確認くださいようお願い申し上げます。
- ◎従前投資主総会終了後に開催しておりました、本投資法人の資産運用会社であるGLPジャパン・アドバイザーズ株式会社による「運用状況報告会」は、会場での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にできる限り努めるため、投資主の皆様のお滞り時間の短縮を目的として、開催しないことといたしました。投資主の皆様におかれましては、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。なお、本投資法人の運用状況につきましては、本投資法人

のホームページ (<https://www.glpjreit.com/>) にて、決算説明会の動画及び資料等の情報を掲載しております。

◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法

投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<https://www.glpjreit.com/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。

◎本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況等を踏まえ、投資主の皆様
の安全を第一に考え、会場での感染拡大防止にできる限り努めるべく、規模を縮
小して開催いたしますこと、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

また、本投資主総会における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、
経済産業省及び法務省が2020年4月2日付で公表した「株主総会運営に係るQ&
A」（その後の更新を含みます。）を参考に、以下の対応を行うことを予定して
おります。投資主の皆様のご理解及びご協力をお願い申し上げます。

なお、今後の状況の変化によっては、下記の対応方法の変更に関するお知らせ
を本投資法人のホームページ (<https://www.glpjreit.com/>) に掲載する場合が
ございますので、あわせてご確認くださいようお願い申し上げます。

<投資主様へのお願い>

- 本投資主総会の議決権は書面によって行使することができますので、投資主
の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び投
資主の皆様の安全確保の観点から、極力、同封の議決権行使書面により事前
に議決権を行使いただき、ご自身の健康状態にかかわらず、本投資主総会当
日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- 特に、ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、
本投資主総会へのご出席を見合わせることをご検討ください。
- 本投資主総会へのご出席を検討されている投資主様におかれましては、本投
資主総会開催日時点の感染状況や行政機関の対応状況、ご自身の健康状態に
もご留意いただき、くれぐれもご無理をなさらないようお願い申し上げま
す。

<来場される投資主様へのお願い>

- 当日の会場では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策の一環として、
ご来場の投資主様のお席並びに本投資法人の役員、役員候補者、補欠役員候
補者及び運営スタッフの席の間隔を広くとる予定であるため、少ない座席数
のご用意となり、十分な数のお席を確保できない可能性がございます。万が
一お席がご用意できない場合、会場内への入場を制限させていただく場合が
ございますので、あらかじめご了承ください。

- 本投資法人の役員、役員候補者、補欠役員候補者及び運営スタッフは、健康状態に問題がないことを確認の上、原則としてマスクを着用した状態で応対をさせていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ご来場の投資主様におかれましては、本投資主総会当日は、マスクを着用の上で会場へお越しいただき、会場受付でのアルコール消毒液による手指の消毒及び体温測定の実施にご協力いただきますようお願い申し上げます。ご協力いただけない場合は、会場へのご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 会場受付での体温測定の結果、37.5℃以上の発熱がある投資主様、咳等の症状のある投資主様、その他新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる投資主様には、本投資主総会へのご出席をご遠慮いただくようお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。また、体調不良と見受けられる投資主様には、運営スタッフがお声掛けをさせていただき、ご出席をご遠慮いただくようお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 上記の各対応により、会場受付の混雑が見込まれますので、会場へお越しいただく際は、お時間に余裕を持ってご来場くださいますようお願い申し上げます。
- 従前投資主総会終了後に開催しておりました、本投資法人の資産運用会社であるG L Pジャパン・アドバイザーズ株式会社による「運用状況報告会」は、会場での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にできる限り努めるため、投資主の皆様への会場滞在時間の短縮を目的として開催しないことといたしました。投資主の皆様におかれましては、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。なお、本投資法人の運用状況につきましては、本投資法人のホームページ (<https://www.glpjreit.com/>) にて、決算説明会の動画及び資料等の情報を掲載しております。
- 上記のほか、本投資主総会の秩序維持の観点から、必要な措置を講じる場合がございますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、投資主の皆様におかれましては、大変ご不便をお掛けいたしますが、時節柄、ご理解及びご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案：規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 本投資法人の本店所在地を、2023年3月31日までに開催される本投資法人の役員会において決定する本店移転日をもって、東京都港区から東京都中央区に変更するものです（規約第3条、第40条関連）。
- (2) 現行規約第9条第1項第一文の規定に基づき隔年毎の5月1日及びその日以後遅滞なく招集される投資主総会に加えて、同項第二文に基づき招集されるそれ以外の投資主総会についても、決算期から3ヶ月以内に開催される場合には、当該投資主総会において権利を行使することのできる投資主に係る基準日を当該決算期とするものです（規約第16条第1項及び第2項関連）。
- (3) 改正企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（関連して新たに制定又は改正された会計基準、適用指針を含みます。）の適用に伴い、資産評価の方法に関して必要な変更を行うものです（第32条第1項第(6)号及び第(8)号関連）。

2. 変更の内容

現行規約の一部を、次のとおり変更しようとするものです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>(本店の所在地) 第3条 本投資法人は、本店を東京都<u>港区</u>に置く。</p> <p>(基準日) 第16条 1. <u>本投資法人が第9条第1項第一文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には</u>、本投資法人は、<u>2018年2月末日及び以後、隔年ごとの2月末日</u>における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主をもって、当該投資主総会において権利を行使することのできる投資主とする。</p> <p>2. <u>前項に定める場合のほか</u>、本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議により定め、法令に従いあらかじめ公告する一定の日における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主をもって、投資主総会においてその権利を行使することのできる投資主とすることができる。</p>	<p>(本店の所在地) 第3条 本投資法人は、本店を東京都<u>中央区</u>に置く。</p> <p>(基準日) 第16条 1. <u>本投資法人の投資主総会が決算期から3ヶ月以内</u>に開催される場合には、本投資法人は、<u>当該決算期</u>における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主をもって、当該投資主総会において<u>その</u>権利を行使することのできる投資主とする。</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず</u>、本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議により定め、法令に従いあらかじめ公告する一定の日における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主をもって、投資主総会においてその権利を行使することのできる投資主とすることができる。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(資産評価の方法、基準及び基準日)</p> <p>第32条 1. 本投資法人は、資産の評価を、以下に定める方法及び基準により、以下に定める日を基準日として行うものとする。</p> <p>(1)～(5) (記載省略)</p> <p>(6) 有価証券 (別紙1第Ⅲ項1. c、2. c及び2. hに定めるもの)</p> <p><u>当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額をもって評価する。市場価格がない場合には、合理的に算出された価額をもって評価する。</u></p> <p>(7) (記載省略)</p> <p>(8) デリバティブ取引に係る権利 (別紙1第Ⅲ項2. gに定めるもの)</p> <p>a. <u>金融商品取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務</u> <u>金融商品取引所の基準日における最終価格に基づき算出した価額により評価する。なお、同日において最終価格がない場合には同日</u> <u>前直近における最終価格に基づき算出した価額により</u> <u>評価する。</u></p>	<p>(資産評価の方法、基準及び基準日)</p> <p>第32条 1. 本投資法人は、資産の評価を、以下に定める方法及び基準により、以下に定める日を基準日として行うものとする。</p> <p>(1)～(5) (現行のとおり)</p> <p>(6) 有価証券 (別紙1第Ⅲ項1. c、2. c及び2. hに定めるもの)</p> <p><u>満期保有目的の債券に分類される場合には取得原価により</u> <u>評価し、<u>その他有価証券に分類される場合には時価により</u></u> <u>評価する。但し、市場価格のない株式等は、取得原価により</u> <u>評価する。</u></p> <p>(7) (現行のとおり)</p> <p>(8) デリバティブ取引に係る権利 (別紙1第Ⅲ項2. gに定めるもの)</p> <p><u>デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は時価</u> <u>により評価する。</u></p> <p>但し、金融商品に関する会計基準及び金融商品会計に関する実務指針により、ヘッジ会計の要件を充足するものについては、ヘッジ会計を適用することができるものとし、さらに金融商品に関する会計基準及び金融商品会計に関する実務指針により金利スワップ特例処理の要件を満たす取引については、特例処理を適用することができるものとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>b. <u>金融商品取引所の相場がない非上場のデリバティブ取引により生じる債権及び債務</u> <u>市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額</u> <u>が得られればその価額により評価する。市場価格に準ずる価額を算出することが極めて困難な場合には、取得価額により評価する。</u></p> <p>但し、金融商品に関する会計基準及び金融商品会計に関する実務指針により、ヘッジ会計の要件を充足するものについては、ヘッジ会計を適用することができるものとし、さらに金融商品に関する会計基準及び金融商品会計に関する実務指針により金利スワップ特例処理の要件を満たす取引については、特例処理を適用することができるものとする。</p> <p>(9) (記載省略)</p> <p>2. ～ 3. (記載省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(9) (現行のとおり)</p> <p>2. ～ 3. (現行のとおり)</p> <p>第9章 附 則</p> <p><u>(改正の効力発生)</u></p> <p>第40条 <u>第3条の変更に係る改正は、2023年3月31日までに開催される本投資法人の役員会において決定する本投資法人の本店移転日に効力を生じる。なお、本附則は、第3条の変更に係る改正の効力発生後、これを削除する。</u></p>

第2号議案：執行役員1名選任の件

執行役員三浦嘉之は、2022年5月31日をもって任期満了となります。つきましては、2022年6月1日付で、執行役員1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案が承認された場合、執行役員の任期は、現行規約第20条第1項本文の定めにより、2022年6月1日から2年間とします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、2022年4月13日開催の役員会において、監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものであります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略 歴	所 有 投資口数
み うら よし ゆき 三 浦 嘉 之 (1973年8月13日)	1996年4月 日本生命保険相互会社 入社 2002年6月 同社 国際業務部国際金融グループ (海外不動産) 2006年3月 NLI Properties East, Inc. (New York) 出向 2008年3月 NLI International Inc. (New York) (現: Nippon Life Global Investors Americas Inc.) 出向 2011年3月 ニッセイアセットマネジメント株式会社 出向 2012年3月 同社 企画総務部 経営企画室 2016年3月 グローバル・ロジスティック・プロパティーズ 株式会社 (現: 日本GLP株式会社) 入社 投資運用部長就任 2017年4月 同社 執行役員兼投資運用本部長就任 2019年9月 GLPジャパン・アドバイザーズ株式会社 出向 常務執行役員就任 2019年11月 同社 代表取締役社長就任 (現任) 2019年12月 GLP投資法人 執行役員就任 (現任)	0口

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である、GLPジャパン・アドバイザーズ株式会社の代表取締役社長を兼任しております。
- ・上記執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損

害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第3号議案：補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、2022年6月1日付で、補欠執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案における補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第20条第3項の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了する2024年5月31日までとします。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2022年4月13日開催の役員会において、監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものであります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略 歴	所 有 投資口数
やぎば しん じ 八木場 真 二 (1988年5月24日)	2012年4月 ニッセイアセットマネジメント株式会社入社 運用企画部	0口
	2015年4月 同社 株式運用部 (不動産及びJ-REITの株式アナリスト)	
	2017年4月 同社 運用戦略部	
	2019年4月 日本GLP株式会社入社 投資運用部	
	2019年12月 GLPジャパン・アドバイザーズ株式会社出向 経営企画部 兼 総務部	
	2021年1月 同社 経営企画部 兼 総務部 副部長	
	2021年10月 同社 執行役員CFO 就任(現任)	

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である、GLPジャパン・アドバイザーズ株式会社の執行役員CFOを兼任しております。
- ・上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。
- ・上記補欠執行役員候補者については、執行役員就任前に本投資法人の役員会の決議をもって、その選任の取消しを行う場合があります。

第4号議案：監督役員3名選任の件

監督役員井上寅喜及び山口孝太の両名は、2022年5月31日をもって任期満了となります。つきましては、監督体制のさらなる充実及び強化を図るため、監督役員の員数を1名増員し、2022年6月1日付で、監督役員3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案が承認された場合、監督役員の任期は、現行規約第20条第1項本文の定めにより、2022年6月1日から2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有投資口数
1	井上寅喜 (1956年9月6日)	1980年10月 アーサーアンダーセン東京事務所 (現：有限責任 あずさ監査法人) 入所 2008年7月 株式会社ヒューロンコンサルティング グループ マネージングディレクター就任 2008年7月 井上寅喜公認会計士事務所所長 就任 (現任) 2010年7月 株式会社アカウンティングアドバイザー 代表取締役社長就任 (現任) 2011年6月 パイオニア株式会社 社外監査役就任 2011年9月 GLP投資法人 監督役員就任 (現任) 2016年3月 花王株式会社 社外監査役就任 2016年6月 株式会社あおぞら銀行 社外監査 役就任 (現任)	0口
2	山口孝太 (1974年7月14日)	2000年10月 長島・大野・常松法律事務所 入所 (2000年から2003年まで、2005年 から2011年まで) 2008年5月 Columbia University School of Law 卒業 (LL. M.) 2008年5月 Debevoise & Plimpton LLP (New York) 勤務 2011年9月 木村・多久島・山口法律事務所 開設 パートナー就任 (現任) 2011年9月 GLP投資法人 監督役員就任 (現任) 2013年6月 株式会社平和 社外取締役就任 (現任)	0口

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴	所 有 投資口数
3	ない どう あ が さ 内 藤 亜 雅 沙 (1976年10月2日)	2001年10月 長島・大野・常松法律事務所 入所 2007年5月 ニューヨーク大学ロースクール卒業 (LL.M.) 2009年1月 メリルリンチ日本証券株式会社 (出向) 2011年6月 田辺総合法律事務所 入所 2013年3月 日本アイ・ビー・エム株式会社 (パートタイム出向) 2013年4月 田辺総合法律事務所 パートナー 就任 (現任) 2015年6月 ブックオフコーポレーション株式 会社 社外監査役 2018年10月 ブックオフグループホールディン グス株式会社 社外監査役 2020年6月 日東紡績株式会社 社外取締役 (現任) 2021年8月 ブックオフグループホールディン グス株式会社 社外取締役監査等委員 (現任)	0口

- ・上記各監督役員候補者と本投資法人との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者のうち、井上寅喜及び山口孝太は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
- ・上記監督役員候補者井上寅喜は、井上寅喜公認会計士事務所の代表者、株式会社アカウンティングアドバイザーの代表取締役社長及び株式会社あおぞら銀行の社外監査役を兼務しております。
- ・上記監督役員候補者山口孝太は、木村・多久島・山口法律事務所のパートナー及び株式会社平和の社外取締役を兼務しております。
- ・上記監督役員候補者内藤亜雅沙は、田辺総合法律事務所のパートナー、日東紡績株式会社の社外取締役及びブックオフグループホールディングス株式会社の社外取締役監査等委員を兼務しております。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記各監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、2022年6月1日付で、補欠監督役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案における補欠監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第20条第3項の定めにより、第4号議案における監督役員の任期が満了する2024年5月31日までとします。

補欠監督役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略 歴	所 有 投資口数
か せ ゆたか 加 瀬 豊 (1972年5月17日)	1996年10月 監査法人トーマツ (現:有限責任監査法人トーマツ) 入所 2006年7月 加瀬公認会計士事務所 所長就任 (現任) 2015年6月 株式会社オーバル 社外取締役就任 2016年3月 株式会社シンシア 社外監査役就任 2016年6月 株式会社オーバル 社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任) 2022年3月 株式会社シンシア 社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任)	0口

- ・上記補欠監督役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記補欠監督役員候補者は、加瀬公認会計士事務所の代表者、株式会社シンシアの社外取締役 (監査等委員) 及び株式会社オーバルの社外取締役 (監査等委員) を兼務しております。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。
- ・上記補欠監督役員候補者については、監督役員就任前に本投資法人の役員会の決議をもって、その選任の取消しを行う場合があります。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち現行規約第15条第2項に定める議案があるときは、当該議案には、本投資法人の現行規約第15条第1項及び第3項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。また、本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の現行規約第15条第1項及び第3項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

なお、上記の第1号乃至第5号議案の各議案につきましては、いずれも、現行規約第15条第2項に定める議案には該当せず、かつ、相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区日本橋兜町2番1号
東京証券取引所ビル 2階 東証ホール
電話 03-3666-0141



交通のご案内

東京メトロ東西線	茅場町駅	(出口11)	徒歩5分
東京メトロ日比谷線	茅場町駅	(出口7)	徒歩7分
都営地下鉄浅草線	日本橋駅	(出口D2)	徒歩5分

お願い

- 東京証券取引所へのご入場は西口より会開催30分前からとさせていただきますのでご留意ください。
- ご入場の際に、警備員による金属探知機の検査があります。
- 会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されるため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。